

# 地域密着型特別養護老人ホーム ふじの 利用料金表

R6年6月～

●所得の状況に応じ負担区分の段階により負担軽減の対象となります

世帯全員が 住民税非課税世帯	対 象 者		区 分
	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者		利用者負担 第1段階
	・本人の預貯金が1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方		第2段階
	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		第3段階①
	・本人の預貯金が650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方		第3段階②
・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下の方			第3段階①
・本人の預貯金が550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方			第3段階②
・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超えの方			第3段階②
・本人の預貯金が500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方			第3段階②
住民税課税世帯の方(障害者年金・遺族年金も収入対象)			第4段階

※世帯分離済においても、配偶者が課税されている場合は対象外。詳しくは、市の介護保険課へご相談下さい。

## ●利用料金

区分	介護サービス費 (1日の利用料金)	負担限度額 認定証	食費(日)	居住費(日)	月額合計(31日)		
					1割負担	2割負担	3割負担
要介護3	1割: 828円 2割: 1,656円 3割: 2,484円	1段階	300円	820円	60,388円		
		2段階	390円	820円	63,178円		
		3段階①	650円	1,310円	86,428円		
		3段階②	1,360円	1,310円	108,438円		
		4段階(基準額)	1,445円	2,006円	132,649円	158,317円	183,985円
要介護4	1割: 901円 2割: 1,802円 3割: 2,703円	1段階	300円	820円	62,651円		
		2段階	390円	820円	65,441円		
		3段階①	650円	1,310円	88,691円		
		3段階②	1,360円	1,310円	110,701円		
		4段階(基準額)	1,445円	2,006円	134,912円	162,843円	190,774円
要介護5	1割: 971円 2割: 1,942円 3割: 2,913円	1段階	300円	820円	64,821円		
		2段階	390円	820円	67,611円		
		3段階①	650円	1,310円	90,861円		
		3段階②	1,360円	1,310円	112,871円		
		4段階(基準額)	1,445円	2,006円	137,082円	167,183円	197,284円

●上記に加え、下記の加算分等を請求させていただきます。

加算名	1日あたりの料金			算定要件	
	1割負担	2割負担	3割負担		
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円	92円	138円	新規入居者のうち要介護4・5の割合が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上、又は痰吸引が必要な入居者が15%以上、かつ介護福祉士有資格者が基準以上配置されている場合	
看護体制加算(Ⅱ)イ	23円	46円	69円	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置している。また、24時間の連絡体制を確保している	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46円	92円	138円	夜勤を行う職員数が、最低基準を1人以上上回っている場合	
個別機能訓練加算	(Ⅰ)	12円	24円	36円	看護職員や介護職員、相談員等他職種と共同して、入居者毎に個別機能訓練計画書を作成し、機能訓練を算定している場合
	(Ⅱ)	1月につき 20円	1月につき 40円	1月につき 60円	
初期加算	30円	60円	90円	新規入居後30日間、また30日以上に渡る入院後に再入居された場合(再入居後30日間に限り)	
外泊時費用	246円	492円	738円	入院又は外泊時、月に6日間を限度で算定	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月につき 40円	1月につき 80円	1月につき 120円	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の情報を厚生労働省に提出、施設サービス計画を見直す等必要な情報を活用している場合	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき 所定単位× 140/1000	1月につき 所定単位× 140/1000×2	1月につき 所定単位× 140/1000×3	経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること、職場環境の更なる改善、見える化等	

※その他、医療費・理美容代・電化製品使用費(電気代)・行政手続き代行費・送迎費・日用品等の個人専有となるものについては、自己負担となります。

医療費	もりおか往診ホームケアクリニック受診料/トマト薬局代
理美容代	カット・顔剃り代 業者の価格
電化製品使用費	電化製品(テレビ・冷蔵庫・加湿器・電気毛布等)使用電力等計算し1日60円
外出時支援費用	事業所指定医療機関以外の通院や私的外出時における車輛移動時の添乗等、片道1,840円
お小遣い	活動の商店で日用品やおやつ等購入 5,000円程度
口座振替事務手数料	サービス種別毎に150円

●各種加算について(ふじのが算定要件に該当した場合、下記の加算を順次請求させて頂くことになります)

加算名	1日あたりの料金			算定要件	
	1割負担	2割負担	3割負担		
看護体制加算(Ⅰ)イ	12円	24円	36円	常勤の看護師を1名以上配置している場合	
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	61円	122円	183円	夜勤を行う職員数が、最低基準を1人以上上回っており、かつ喀痰吸引等が出来る介護職員を配置した場合	
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円	OT・PT・ST等が施設を訪問し、機能訓練指導員と共同して、入居者毎の計画書を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合 個別機能訓練加算を算定している場合
	(Ⅱ)	200円	400円	600円	
個別機能訓練加算(Ⅲ)	1月につき 20円	1月につき 40円	1月につき 60円	個別機能訓練加算(Ⅱ)と口腔衛生管理加算及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合	
ADL維持加算	(Ⅰ)	1月につき 30円	1月につき 60円	1月につき 90円	(イ)施設利用期間が6ヶ月を超えるものが10人以上、(ロ)ADL値を測定し厚生労働省に提出し、(ハ)ADL利得値の平均が1以上である場合 (イ)のイとロの要件を満たし、ADL利得値が3以上である場合
	(Ⅱ)	60円	120円	180円	
若年性認知症者入所者受入加算	120円	240円	360円	若年性認知症入居者に対し個別に担当者を決め、担当者を中心にサービス提供を行っている場合 専従の常勤医師を配置している場合 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	
障害者生活支援体制加算	(Ⅰ)	26円	52円	78円	視覚障害者等が30/100以上あり、常勤1名障害者生活支援員を配置している (Ⅰ)同様。視覚障害者等が50/100以上
	(Ⅱ)	41円	82円	123円	
外泊時在宅サービス利用費用	月6日を限度 560円	月6日を限度 1,120円	月6日を限度 1,680円	外泊時在宅サービスを提供する場合	
退所時栄養情報連携加算	1月に1回を限度 70円	1月に1回を限度 140円	1月に1回を限度 210円	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者に、管理栄養士が退所先の医療機関等に対し、栄養管理に関する情報を提供した場合	
再入所時栄養連携加算	1回を限度 200円	1回を限度 400円	1回を限度 600円	入院し再度入所後、施設の管理栄養士と病院の管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を策定した場合	
退所前訪問相談援助加算	1回を限度 460円	1回を限度 920円	1回を限度 1,380円	入所期間が1月を超える場合の退所について居宅を訪問し、相談援助を行った場合	
退所後訪問相談援助加算	1回を限度 400円	1回を限度 800円	1回を限度 1,200円	退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合	
退所時相談援助加算	1回を限度 400円	1回を限度 800円	1回を限度 1,200円	退所後のサービスについて相談援助を行い、かつ市町村や介護支援センターに入所者に係る情報を提供した場合	
退所前連携加算	1回を限度 500円	1回を限度 1,000円	1回を限度 1,500円	退所後サービスを利用する場合、入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し情報を提供し、かつ居宅支援事業所と連携し、サービスに関する調整を行った場合	
退所時情報提供加算	1回を限度 250円	1回を限度 500円	1回を限度 750円	退所する医療機関に対し、入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合	
協力医療機関連携加算	(Ⅰ)	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円	①急変した場合医師又は看護職員が相談体制を常時確保している②高齢者施設から診療の求めがあった場合診療体制を常時確保している③入院体制を確保している (Ⅱ)以外 情報共有する会議を定期的に開催している
	(Ⅱ)	5円	10円	15円	
栄養マネジメント強化加算	11円	22円	33円	管理栄養士または栄養士を配置、他職種と共同して作成した栄養ケア計画に従い観察や調整を行う、栄養状態の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合	
経口移行加算	28円	56円	84円	医師の指示に基づき多職種が共同し、経管から経口摂取を進めるための経口移行を進めるための経口移行計画を作成し管理栄養士や看護職員による支援が行われた場合	
経口維持加算	(Ⅰ)	1月につき 400円	1月につき 800円	1月につき 1,200円	療養機能障害を有する入所者に対し、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合 経口維持加算(Ⅰ)を算定し、医師等が食事の観察や会議に参加した場合
	(Ⅱ)	100円	200円	300円	
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)	1月につき 90円	1月につき 180円	1月につき 270円	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う 歯科衛生士が介護職員に助言指導を行う、歯科衛生士が介護職員の相談に応じた場合 (Ⅰ)同様。情報を厚生労働省に提出し、必要な譲歩を活用している場合
	(Ⅱ)	110円	220円	330円	
療養食加算	1食につき 6円	1食につき 12円	1食につき 18円	食事の提供が管理栄養士によって管理されている、入居者の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されている場合	
特別通院送迎加算	1月につき 594円	1月につき 1,188円	1月につき 1,782円	送迎を要する入居者で、家族や病院等が送迎困難である等やむを得ない事情があるものに対し、月に12回以上通院のため送迎を行った場合	
配置医師緊急時対応加算	勤務時間外	1回につき 325円	1回につき 650円	1回につき 975円	日中医師が通常の勤務時間外に施設を訪問診療し、診療理由を記録した場合 上記同様、早朝(6~8時)、夜間(18~22時) 上記同様、深夜(22時~翌6時)
	早朝	650円	1,300円	1,950円	
	深夜	1,300円	2,600円	3,900円	
在宅復帰支援機能加算	10円	20円	30円	在宅へ退所するにあたり家族と連絡調整を行う。入居者が希望する居宅支援事業所に対し必要な情報の提供と、居宅サービスの利用の調整を行った場合	
在宅・入所相互利用加算	40円	80円	120円	施設のケアマネは退所にあたり、心身の状況の情報を在宅のケアマネに提供しながら、互いに在宅生活の継続を支援した場合	
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3円	6円	9円	介護必要な認知症者の占める割合が1/2以上、認知症に係る専門的な研修を終了し、チームとして認知症ケアを実践している、技術的指導会議を定期的に開催している場合 (Ⅰ)いずれも適合、研修終了者を1名配置し認知症ケアの指導を実施、介護・看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施している場合
	(Ⅱ)	4円	8円	12円	
認知症チームケア推進加算	(Ⅰ)	1月につき 150円	1月につき 300円	1月につき 450円	①介護必要な認知症者の占める割合が1/2以上 ②認知症に係る専門的研修終了者を1名配置しチームを組む、③チームケアを実施、④ケアフェーズ開催、計画の見直しを行っている (Ⅰ)の①③④に適合、研修終了者を1名以上配置し、チームを組んでいる場合
(Ⅱ)	120円	240円	360円		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	7日を限度 200円	7日を限度 400円	7日を限度 600円	医師が認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難で緊急に入所することが適当であると判断した者が入所した場合	
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	1月につき 3円	1月につき 6円	1月につき 9円	3ヶ月に1回評価し厚生労働省に提出し、必要な情報を活用、他職種が共同し褥瘡ケア計画を作成、記録、3ヶ月に1回褥瘡ケア計画を見直しを行う場合 (Ⅰ)同様。褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合
	(Ⅱ)	13円	26円	39円	
排せつ支援加算	(Ⅰ)	1月につき 10円	1月につき 20円	1月につき 30円	適切な対応をすることで要介護状態の軽減が見込まれると判断した場合、多職種が共同し支援計画を作成し、支援を継続して行った場合 (Ⅰ)入所時と比較し改善し悪化がない、おむつを廃用しなくなった場合 (Ⅰ)(Ⅱ)同様
	(Ⅱ)	15円	30円	45円	
	(Ⅲ)	20円	40円	60円	
自立支援促進加算	1月につき 300円	1月につき 600円	1月につき 900円	医師が入所者毎医学的評価を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している、他職種が共同し支援計画を作成しケアを実施、3ヶ月に1回支援計画を見直ししている場合	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月につき 50円	1月につき 100円	1月につき 150円	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)に加え、疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出している。施設サービス計画を見直す等必要な情報を活用していること	
安全対策体制加算	入所日に限り 20円	入所日に限り 40円	入所日に限り 60円	安全管理部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている、担当者が安全対策に係る外部研修をうけている場合	
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	1月につき 10円	1月につき 20円	1月につき 30円	医療機関との間で新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保している。協力医療機関と連携し適切に対応している。医療機関が行う研修又は訓練を年に1回以上参加している 3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている
	(Ⅱ)	5円	10円	20円	
新興感染症等施設療養費(月5日を限度)	240円	480円	720円	感染症に感染した場合、相談や入院等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合	
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円	(Ⅱ)の要件を満たし、成果が確認されている。見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。職員間で役割分担の取り組みを行っている。1年に1回効果を示すデータの提供を行う委員会を開催や改善活動を継続的にしている。テクノロジーを1つ以上導入している。1年に1回効果を示すデータの提供を行っている
	(Ⅱ)	10円	20円	30円	
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22円	44円	66円	介護福祉士が80%以上、勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上の場合 介護職員のうち介護福祉士有資格者が60%以上 介護福祉士が50%以上、常勤職員が75%以上、勤続年数7年以上の職員が30%以上
	(Ⅱ)	18円	36円	54円	
	(Ⅲ)	6円	12円	18円	
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上 45日以下	72円	144円	216円	常勤看護師を1名以上配置し24時間連絡体制を確保。看取りの指針を定め家族に同意を得る。多職種協議の上、適宜指針の見直しを行う。看取りの研修を行っている。看取りを行う際は、個室や静養室の利用を配慮する
	死亡日以前4日以上 30日以下	144円	288円	432円	
	死亡日以前2日又は 3日	680円	1,360円	2,040円	
	死亡日	1,280円	2,560円	3,840円	
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前31日以上 45日以下	72円	144円	216円	配置医師緊急加算の基準に該当し、看取り介護加算(Ⅰ)の要件を満たす場合
	死亡日以前4日以上 30日以下	144円	288円	432円	
	死亡日以前2日又は 3日	780円	1,560円	2,340円	
	死亡日	1,580円	3,160円	4,740円	